

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月1日現在

機関番号：82602

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009年度～2011年度

課題番号：21560661

研究課題名（和文）宿泊を伴う小規模福祉施設における建物の安全性に関する研究

研究課題名（英文）Study on building safety of group home for the elderly with dementia and community based multi-care facility

研究代表者

井上 由起子（INOUE YUKIKO）

国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 首席主任研究官

研究者番号：40370952

研究成果の概要（和文）：平成18年1月の認知症高齢者グループホーム火災を受け、平成21年4月から消防法が改正され、小規模社会福祉施設の安全性が強化された。これを踏まえ、本研究では認知症高齢者GHと小規模多機能型居宅介護を対象に、①消防法に伴う安全対策の悉皆調査、②転用案件に対する建築基準法の扱いに関する悉皆調査、③転用案件における消防法・建築基準法の対応状況に関する事例調査を通じて、小規模社会福祉施設における建物の安全性について検討を加えた。

研究成果の概要（英文）：This study clarifies the actual conditions of fire safety of group home for the elderly with dementia and community based multi-care facility in Japan. To make clear this purpose, the nationwide investigation by questionnaire and the case study were conducted.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
21年度	1,400,000	420,000	1,820,000
22年度	1,100,000	330,000	1,430,000
23年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学 都市計画・建築計画

キーワード：認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、消防法、建築基準法、建物の安全性

1. 研究開始当初の背景

近年、高齢者施設は暮らしの場であると認識され、私物の持ち込み・生活習慣の維持・家庭的な住環境が重要視されている。これ自体は望ましい動きだが、一方で小規模社会福祉施設を中心にその安全性については十分な対策がとられてこなかった。

それゆえ、2006年1月に長崎県にて認知症高齢者グループホーム火災が発生し多くの入居者が亡くなるなどの惨事が後を絶たない。これらの火災を受け、2009年4月から消

防法が改正され、小規模社会福祉施設（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅型介護など）のスプリンクラーの設置要件が強化されるとともに、各種消防設備や防火管理体制の強化が義務づけられた。同様に、民家転用型の小規模社会福祉施設を中心に、建築基準法上、既存不適格と推測される事例が多数存在しており、その耐震性や防火性に課題が散見される。

2. 研究の目的

かかる状況を踏まえ、本研究では小規模社会福祉施設における安全性（耐震性および防火性）をハードとソフトの両面から検討し、家庭的な環境と建物の安全性を両立しうるような方策を明らかにする。

3. 研究の方法

研究目的を達成するために、以下の3つの調査を実施した。

(1) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護に対する全国悉皆アンケート調査

認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護に対し全国悉皆アンケート調査（郵送配布、留置、郵送回収、施設管理者による自記入方式）を実施した。調査時期は2009年10月である。調査項目は施設概要（定員、要介護、夜勤体制）、建物（延床面積、構造、確認申請）、消防設備（消防区分、消防設備設置状況）、防火管理（避難訓練、火気管理等所管部局の対応）など全36項目である。回収率は認知症高齢者グループホームが30.3%（配布数10,106、回収数3,060）、小規模多機能型居宅介護が38.9%（配布数2,184、回収数849）であった。

(2) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における建築基準法の扱いに関する特定行政庁アンケート調査

2010年8月、全国の特定行政庁443ヶ所に対してアンケート票を郵送送付した。項目は認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護の建築基準法上の用途区分、バリアフリー法上の取り扱い、その他、安全性確保に向けて行っている取組みや課題である。調査対象443件に対して回答数は395件であった（回答率89.2%）。

(3) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における安全対策についての事例調査

転用案件を中心に、消防法・建築基準法の対応状況と、各施設が実施している安全対策について4カ所の事例調査を実施した。事例対象は認知症GH3カ所（高崎、東京、石川）、小規模多機能1カ所（福岡）である。消防法ならびに建築基準法への対応状況、運営上の火災安全の対応策、図面採集、改修コストについて、現地視察のうえ、事業者ならびに設計者にヒアリングを行った。

4. 研究成果

(1) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護に対する全国悉皆アンケート調査

アンケート調査を通じて認知症高齢者グ

ープホームと小規模多機能型居宅介護における防火安全対策の実態と課題として以下が明らかになった。

① 認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護では消防法上の用途区分が異なり、求められる消防設備や防火管理に違いがある。しかしながら、両施設種別ともに自力避難が困難な利用者が一定割合を占め、一人夜勤が4割に達するなど火災時における人命リスクは潜在的に高い。認知症グループホームと同様に(6)項口として運用されている小規模多機能型居宅介護が32.7%あった。小規模多機能型居宅介護の用途区分について、消防ならびに福祉関係者で見直しに向けた議論が必要である(表1)。

	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能 居宅介護
(6)項口	70.1%	32.7%
(6)項ハ	2.8%	47.7%
(5)項口	1.7%	0.5%
(16)項イ	0.8%	2.0%
不明	24.7%	17.1%

表1 消防法における用途区分

② 認知症高齢者グループホームの21.2%は、スプリンクラー設置義務がない延床面積275㎡未満であった。275㎡未満の施設には、一人夜勤が多い、木造が多い、民家転用で確認申請がなされていないと推察されるものが多い、キッチンがガスといった特徴があり、火災時の人命リスクが高い。スプリンクラー設置補助が制度化され事業者負担は軽減されていることを踏まえ、スプリンクラーの設置対象範囲について消防と福祉関係者で見直しに向けた議論が必要である(表2)。

	認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能 居宅介護
275㎡未満	21.2%	62.9%
～1,000㎡未満	76.2%	36.8%
1,000㎡以上	2.6%	0.3%

表2 延床面積

③ スプリンクラー設置が新たに義務づけられた275㎡以上1,000㎡未満の認知症高齢者グループホームでは、順次その設置が進められていた。一般型3割・簡易型7割で整備が進められていること、後者の5割は水道の圧力の関係で加圧ポンプが必要であること、工期が長期化していることが明らかとなった。これらの結果、補助基準額内で整備ができたのは4割弱に過ぎず、事業者を経済的負担がかかっていることが判明した。なお、275㎡以上1,000㎡未満の認知症高齢者グループホームで、特例措置を実際に活用している

のは2.0%であった。

④防火管理者の選任、消防計画の策定、消防用設備等点検報告、避難訓練の実施について法令遵守がほぼなされていた。一方で、夜間時の避難訓練、地域住民の参加、事前予告なしでの訓練、地域の消防訓練への参加などの実施率はいずれも半数に達していなかった。防災物品・防災製品の利用については、共用空間では施設側で防災物品・防災製品の利用を検討し、個人空間ではこれに加えて、利用者及び家族に防災物品・防災製品での持ち込みを依頼するか否かを検討することが必要であろう。

(2) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における建築基準法の扱いに関する特定行政庁アンケート調査

アンケート調査を通じて認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護における建築基準法上の取り扱いの実態として以下が明らかになった。

①建築基準法上の用途区分

まず経緯として平成14年度に日本建築行政会議では『グループホームを「寄宿舍」又は「児童福祉施設等」又は「共同住宅」として取り扱う。』とした。但し、「共同住宅」として取り扱うのは、各住戸が独立していて廊下・階段等の共用部分をもつ場合であり、認知症高齢者グループホームが該当することはほぼない。また老人デイサービスセンターなどと複合合築されている場合には「児童福祉施設等」とされる。その後、民家転用型の認知症高齢者グループホームが増えたが、「寄宿舍」として扱われると、用途変更に伴う用件適合のため莫大な費用がかかるなどの理由により、事業者側から取り扱いの緩和が求められていた。平成21年度に日本建築行政会議では「戸建て型グループホーム」は「寄宿舍」として取り扱うが、民家転用型などの場合には「寄宿舍」への用途変更に伴う適応事項が厳しすぎるため継続議論が必要とされた。なお建築基準法での基準は厳しい順に児童福祉施設＞寄宿舍＞住宅となっている。

調査結果は以下の通り。認知症高齢者グループホームを単体整備する場合（プラン等によって異なる判断とは、大半の場合は、単体整備か合築かである）においては「寄宿舍」として扱うものが70%弱を占め、20%強が「児童福祉施設等」となっていた。また、小規模な場合や転用の場合に、一定の要件を課したうえで「住宅」として扱う特定行政庁が22件あった（表3）。

小規模多機能型居宅介護が制度化に伴い日本建築行政会議では『グループホームと同様に「老人福祉施設」には該当しない。新しい用途であり、建築基準法上の規定がないため

、施設の規模、配置及び各室の用途等から判断して、建築基準法上の取り扱いを決めることになる』としていたが、平成20年度に『小規模多機能は老人デイサービスセンターや老人短期入所施設に類似する小規模な施設で、地域住民の必要不可欠な施設であり、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」に該当する』とした。この結果、実質的に「児童福祉施設等」として取り扱うこととなった。

調査結果は以下の通り。小規模多機能を単体整備する場合（プラン等によって異なる判断とは、大半の場合は、単体整備か合築かである）の扱いは70%前後が「児童福祉施設等」、20%前後が「寄宿舍」であった。この割合は認知症高齢者グループホームの結果と反対である。また小規模な場合や転用の場合に「住宅」として取り扱う特定行政庁が15件あることが判明した（表3）。

認知症高齢者グループホーム

	新規建設	戸建て 小規模転用	
原則、用途は確定	169件	163件	
寄宿舍	41.3%	104	39.5%
児童福祉施設等	23.9%	55	20.9%
住宅	0.0%	4	1.5%
プラン等によって異なる	90件	100件	
児童福祉施設等、寄宿舍	28.6%	65	24.7%
児童福祉施設等、寄宿舍、住宅	0.4%	5	1.9%
児童福祉施設等、住宅	0.0%	4	1.5%
寄宿舍、住宅	0.0%	9	3.4%
記載なし	5.8%	17	6.5%

小規模多機能型居宅介護

	新規建設	戸建て 小規模転用	
原則、用途は確定	205件	202件	
寄宿舍	8.1%	20	7.6%
児童福祉施設等	70.7%	178	67.4%
住宅	0.0%	3	1.1%
旅館、ホテル	0.4%	1	0.4%
プラン等によって異なる	54件	62件	
児童福祉施設等、寄宿舍	2.7%	30	11.4%
児童福祉施設等、寄宿舍、住宅	0.4%	5	1.9%
児童福祉施設等、住宅	0.0%	4	1.5%
寄宿舍、住宅	0.0%	3	1.1%
記載なし	7.7%	20	7.6%

表3 建築基準法上の用途区分

②バリアフリー法上の取り扱い

バリアフリー法では、一般に延床面積2,000㎡以上の「特別特定建築物」は「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要がある。日本建築行政会議が編集したバリアフリー法逐条解説（2006）によれば、認知症高齢者グ

グループホームは「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」に含まれるが、特別特定建築物には該当しない。

調査結果は以下のとおり。前述とは異なる判断が多数あり、混乱していることが判明した。

小規模多機能型居宅介護は「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」に含まれ、「特別特定建築物」に該当する。従って、条例で延床面積が強化されていない限り、延床面積2,000㎡以上で、「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要がある。

調査結果は以下のとおり。上記と同様の判断をする特定行政庁は有効回答260件中195件(75.0%)であり、混乱は生じていないことが確認できた。

以上、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護は宿泊を伴う小規模な高齢者福祉施設という点では同じであり、建築基準法及びバリアフリー法での取り扱いが各特定行政庁で統一されていないことが明らかとなった。

(3) 認知症高齢者グループホームならびに小規模多機能型居宅介護における安全対策についての事例調査

事例調査を通じて以下が明らかとなった。

①改正消防法の建築的対応(スプリンクラー等消防設備の設置等)は用途変更案件においても適切になされていた。

②建築基準法への対応は建築基準法施行令第114条を中心に、適切になされているものと、そうでないものが混在していた。小規模社会福祉施設の安全の重要性が認識され、昨今、福祉部局において建築の安全性確保についての指導が事業者に対してなされたことによると推察される。

③その結果、近年は法規に適合させるための改修が必須となり、事業者にも、転用に関する法令上の知識が必要となっている。具体的には、転用が可能な建物であるか否か、改修費用はどの程度なのかといったことが基礎知識として求められている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

① 井上由起子、西野達也、石井敏、高齢者向け小規模社会福祉施設の火災に対する安全性に関する研究、日本建築学会技術報告集、査読有、vol. 39、2012.6(採択決定、6ページ)

② 西野達也、井上由起子、石井敏、小規模高齢者施設における防火対策と耐震対策、医療福祉建築、査読無、vol. 168、2010、pp32-33

[学会発表] (計1件)

① 西野達也、井上由起子、石井敏、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護に関する建築基準法とバリアフリー法の取り扱いの実態、日本建築学会、2011年8月23日、早稲田大学

[図書] (計0件)

[産業財産権] (計0件)

[その他] (計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 由起子 (INOUE YUKIKO)
国立保健医療科学院・医療福祉サービス研究部・上席主任研究官
研究者番号：40370952

(2) 研究分担者

石井 敏 (ISHII SATOSHI)
東北工業大学・工学部建設学科・教授
研究者番号：90337197

岩尾 貢 (IWAO MITSUGU) (2009のみ)

金城大学短期大学部・非常勤講師
研究者番号：00440844

西野達也 (NISHINO TATSUYA) (2010, 2011)

金沢大学・環境デザイン学系・助教
研究者番号：90403584